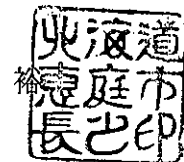


恵庭市定年退職者等の暫定再任用に関する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第17号

恵庭市定年退職者等の暫定再任用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第19号。以下「改正条例」という。）附則第14条及び15条に規定する者（次条第2項及び第4条において「定年退職者等」と総称する。）の暫定再任用（改正条例附則第4条第1項若しくは第2項、第14条第1項若しくは第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(暫定再任用に関する取扱い)

第2条 任命権者は暫定再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

2 任命権者は定年退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第3条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容

- (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
- (3) 暫定再任用をされた場合の給与
- (4) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

(暫定再任用の申請)

第4条 暫定再任用の申請（暫定再任用の任期の更新の申請を含む。）は、暫定再任用（更新）申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を任命権者に提出することにより行う。

2 暫定再任用の任期の更新の場合において、申込書を提出した者については、改正条例附則第14条第5項の同意をしたものとみなす。

3 申込書の提出は、暫定再任用を希望する年度の前年度9月末日までに行うものとする。

(暫定再任用の選考について)

第5条 暫定再任用職員の選考又は任期の更新の審査（以下「選考審査」という。）については、その公正さを図るため、恵庭市年齢60年以上退職者の定年前再任用に関する規則（令和年規則 号。以下「規則」という。）に規定する恵庭市定年前再任用選考委員会（以下「選考委員会」という。）により行う。

2 選考委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 総務部次長
- (4) 総務部職員課長

3 選考委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、3名以内の臨時委員を置くことができる。

6 選考委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 暫定再任用職員の選考基準の決定に関する事項
- (2) 選考審査に関する事項
- (3) 採用候補者名簿の作成に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が選考審査にあたって必要と認めた事項

7 任命権者は、前条第1項に規定する申込書の提出があったときは、委員長に対し選考委員会の開催を求めなければならない。

8 委員長は、前項の求めがあったときは、速やかに選考委員会を開催し、選考審査の結果を任命権者に報告しなければならない。

(選考審査結果の通知)

第6条 任命権者は、申込書を提出した者に対し、選考審査の結果について、暫定再任用選考(更新)結果通知書(様式第2号)により、申込書の提出があった日の属する年の12月末日までに通知しなければならない。

(採用条件の通知)

第7条 任命権者は、暫定再任用職員として任用しようとする者又は任期の更新をしようとする者(以下これらの者を「暫定再任用候補者」という。)に対し申込書の提出があった日の属する年の翌年の3月末日までに、採用条件を暫定再任用職員の採用条件通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

(暫定再任用の取消し)

第8条 任命権者は、暫定再任用候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、再任用を取り消すことができる。

(1) 懲戒免職の処分を受けたとき。

(2) 精神又は身体の障がいによって労働能力を失っていると認められるとき。

(3) その他前2号に掲げるものに準ずる事由があると任命権者が認めたとき。

2 前項に規定する取消しは、暫定再任用(更新)決定取消通知書(様式第4号)により行う。

(人事異動通知書の交付等)

第9条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

(1) 暫定再任用を行う場合

(2) 暫定再任用職員（改正条例附則第14条第1項若しくは第2項又は第15条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の任期を更新する場合

(3) 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合

2 暫定再任用短時間勤務職員（改正条例附則第15条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）となった場合には、当該職員の1週間当たりの勤務時間数を人事異動通知書に明示するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第3条の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行前においても行うことができる。